

## 2020年度（令和2年度）第1回福山市入札監視委員会（書面開催） 会議概要

### 1 会議名

2020年度（令和2年度）第1回福山市入札監視委員会（書面開催）

### 2 開催日時・場所

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から持ち回りによる合議（書面開催）

### 3 関係者

委員	宮地委員長，山崎委員，沼田委員，内田委員，大島委員（計5名）
関係部課長	（市長部局等） 建設管理部長，土木部長，都市部長，建築部長，建設政策課契約担当課長，道路整備課長，公園緑地課長，営繕課長
	（上下水道局） 経営管理部長，工務部長，施設部長，管財契約課長，管路整備課長，施設整備課長

### 4 会議の概要

#### （1）抽出案件の審議

2019年（令和元年）10月1日から2020年（令和2年）3月31日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 道路舗装工事（向陽13号線外4路線）
- ② 水野公園遊具更新工事
- ③ （仮称）鞆町町並み保存拠点施設整備工事
- ④ 松永浄化センター管理棟中央監視装置電気設備工事
- ⑤ マンホール床版取替工事（主要地方道福山鞆線）

#### ○ 抽出案件の審議内容

案件の抽出を担当した委員からの選定理由と抽出案件に対する回答及び抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 道路舗装工事（向陽13号線外4路線）	
抽出理由	本工事は入札参加者数が2者と少数であった。入札参加者が少数になった理由をお聞きしたい。

	<p>また、前回の委員会において、総合評価方式の場合、技術者や実績など価格以外の項目も加味して落札者を決定するため、通常の一般競争入札に比べて応札を控えられ傾向があるとの回答があったが、本工事を総合評価方式とした理由をお聞きしたい。</p>
回答	<p>本工事は、道路幅員が4.9mから7.1mのアスファルト舗装を修繕するもので、工事内容は、アスファルト舗装工を主たる工種とし、区画線工、下水マンホール蓋版工と合わせ施工する一般的な道路舗装工事であります。</p> <p>入札参加者が2者と少数となった理由としては、技術者不足に加えて、発注時期や手持ち工事の状況により、技術者の配置が難しかったことなどが考えられます。</p> <p>総合評価方式の対象工事とした理由は、設計金額が総合評価方式を採用する目安である1,500万円を超える舗装工事であったことに加え、工事箇所には住宅団地内の通学路が含まれるため、現況交通や沿線への適切な配慮を行うとともに、児童の安全確保にも特段の配慮が必要となります。そのため、適切かつ確実な施工を図る観点から、総合評価方式（特別簡易型）を選定したものです。</p>
Q 1	<p>総合評価方式を採用する目安として1,500万円という金額基準があるが、これは要領等に記載されているのでしょうか？また、工事種類別にその目安が設けられているのであれば、それぞれ目安金額をご教示ください。</p>
A 1	<p>要領等には記載されていません。</p> <p>2018年度（平成30年度）に入札制度改正を行い、金額基準について、建設業者等にお知らせ（ホームページに掲載）しています。</p> <p>また、総合評価方式で発注する目安としては、技術的な課題のある工事又は技術的な工夫の余地がある工事で、設計金額が概ね5,000万円以上の工事（舗装工事については、設計金額が概ね1,500万円以上の工事）としています。</p> <p>ただし、この金額は、あくまでも目安であり、工事の難易度等に応じて、建設工事入札参加者資格審査会で決定します。</p>
Q 2	<p>特別簡易型を選定することができるためには、「技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事」であることを要するところ（福山市建設工事総合評価方式試行要領第3条（1））、そのような工事であると判断した理由をお聞きしたい。</p>
A 2	<p>本工事は、住宅団地内の通学路が含まれるため、現況交通や沿線への適切な配慮を行うとともに、児童の安全確保にも特段の配慮が必要となるものの、工事内</p>

	<p>容としては、アスファルト舗装工を主たる工種とし、区画線工、下水マンホール蓋版工と合わせ施工する一般的な道路舗装工事であるため、「技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事」と判断しています。</p>
<p>抽出案件② 水野公園遊具更新工事</p>	
抽出理由	<p>本工事は入札参加者17者中16者が失格となっており、落札率は100.0%となっている。最低制限価格などの入札条件の適正性と高い落札率の理由についてお聞きしたい。</p> <p>最低制限価格設定時の電子計算機による自動調整については平成30年度から改善が加えられており、前回の委員会においてその効果について検証した結果の報告があった。そこで、次の3点から令和元年度の実績を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者が複数で、かつ有効な入札が1となった案件数及びその発生率</li> <li>・入札参加者が複数であるにもかかわらず、有効な入札が0となった案件数及びその発生率</li> <li>・全入札案件に対して最低制限価格未滿で失格となった者の件数及びその比率</li> </ul>
回答	<p>本工事は、本市が管理する公園施設の長寿命化に向け、計画的に取り組んでいる更新工事であり、工事内容は、既存の老朽化した複合遊具及びブランコを、現行の安全基準に適合した施設へと更新する工事であります。</p> <p>ご質問の高落札率になっている理由ですが、本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領（以下「要領」という。）」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種ごとに最低制限価格の基準価格（要領第3条）を算定いたします。</p> <p>開札時に、この基準価格を、電子計算機により自動調整した上で、案件ごとに最低制限価格（要領第4条）を設定し、入札を実施しているところであります。</p> <p>本工事においては、多くの入札参加者が、最低制限価格の基準価格付近で入札し、電子計算機による自動調整の影響から、多くの業者が失格となり、結果として高い落札率になったと考えております。</p> <p>なお、最低制限価格の基準価格の設定については、当該要領の規定に基づいて適正に実施しております。</p> <p>また</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札参加者が複数で、かつ有効な入札が1となった案件数及びその発生率</li> <li>② 入札参加者が複数であるにもかかわらず、有効な入札が0となった案件数及びその発生率</li> <li>③ 全入札案件に対して最低制限価格未滿で失格となった者の業者数及びその比率</li> </ul>

の令和元年度の実績は、次の表のとおりです。

年度	① (件数)	② (件数)	③ (業者数)	自動調整
2019年度 (令和元年度)	28/635 (4.40%)	6/635 (0.94%)	2,717/7,826 (34.71%)	0~0.3%
2018年度 (平成30年度)	39/665 (5.86%)	5/665 (0.75%)	3,116/8,565 (36.38%)	0~0.3%
2017年度 (平成29年度)	40/544 (7.35%)	10/544 (1.84%)	3,148/8,166 (38.55%)	0~1.0%

※2017年度(平成29年度)及び2018年度(平成30年度)は、参考。

電子計算機による自動調整について改正を行った2018年度(平成30年度)以降、一定程度の改善傾向が見られます。

Q3

今回の条件付一般競争入札工事の落札率の最低値は81.3%、次に低い値は84.1%であり、同じ公園緑地課の工事の最低落札率は87.2%である。つまり、本工事の失格者16社の落札率は87.5~87.6%であるので、一般的には適正価格内と判断でき、しかも受注意欲が高いと考えられる。しかし、本工事の落札者の場合は、落札率が100%であり、受注意欲が高いとは考えられない。工事の質的確保については、参加資格とともに受注意欲との関係性もあると考えられる。このような場合も発生する可能性があることを前提に、公共工事のあり方として、単なる電子計算機による自動調整の直接的運用だけではなく、今後何らかの検討を行う余地の有無についてお聞きしたい。

A3

入札制度の改善については、これまでも透明性・公平性の観点から取り組んできたところです。

今後においても、委員の皆様のご意見を踏まえる中で、制度のあり方については、研究してまいります。

抽出案件③ (仮称) 鞆町町並み保存拠点施設整備工事

抽出理由

本工事は予定価格が非常に高額であるにもかかわらず、入札参加者が1者と極めて少数であった。一方で本工事の関連工事と思われる、「番号304(仮称) 鞆町町並み保存拠点施設整備電気設備工事」及び「番号305(仮称) 鞆町町並み保存拠点施設整備給排水衛生設備工事」については入札参加者数が10者であ

<p>回答</p>	<p>った。そこで本工事について、入札参加者が少数になった理由及び工期などの入札条件の適正性についてお聞きしたい。</p> <p>本工事は、福山市鞆町地内の重要伝統的建造物群保存地区内にある、明治時代の伝統的建造物の復元的修理を行うとともに、併設する土地を利用して日本遺産の情報発信、まつりの展示、観光トイレ、休憩スペースなどの機能を持たせた施設を建設するもので、木造一部鉄骨造2階建、延べ面積817.57㎡、うち伝統的建造物修復部分が175.42㎡の整備工事であります。</p> <p>入札参加者が1者と少数になった理由については、敷地や周辺道路が狭隘で施工条件が厳しいことに加え、伝統的建造物の復元的修理という特殊性のある工事であると共に、現在の手持ち工事の状況や、配置予定技術者の状況等を総合的に判断した結果と考えています。</p> <p>入札参加資格要件については、「福山市条件付一般競争入札事務処理要綱」に基づき、入札参加資格の認定に係る等級や年間平均完成工事高等、一般的要件としたものの、請負設計金額に応じて定める対象工事と同種・同規模の施工実績は求めず、入札参加者を限定せず、広く入札参加が見込まれる要件としたものです。なお、入札参加資格を有する地元建設業者は31者程度と把握していました。</p> <p>また、工期設定については、2021年9月30日までの約18か月を見込んでおり、伝統的建造物の復元的修理に相応の期間を要するものの、整備工事の大半部分は木造建築物の新築であり、一般的な木造建築物に伝統的建造物の復元的修理に掛かる期間を加味した、適正な工期設定であると考えています。</p>
<p>Q 4</p>	<p>本工事は、福山市建設工事総合評価方式試行要領第3条のどの対象工事に該当するのか。及び、対象工事に該当するとした理由。</p>
<p>A 4</p>	<p>本工事は、福山市建設工事総合評価方式試行要領第3条（1）に該当します。</p> <p>また、本工事は伝統的建造物の復元的修理を含む木造（一部鉄骨造）建築物の整備工事であり、適切な品質管理が求められ、また、周辺の狭隘な道路事情への対応や近接する周辺建築物への配慮が必要となることなどから、同種・類似工事経験及び工事成績等と入札価格を一体で評価する「総合評価方式（特別簡易型）」とすることが適当と考えられ、総合評価方式により発注したものです。</p>
<p>Q 5</p>	<p>「本工事は伝統的建造物の復元的修理を含む木造（一部鉄骨造）建築物の整備工事であり、適切な品質管理が求められ、また、周辺の狭隘な道路事情への対応や近接する周辺建築物への配慮が必要となること」を理由に、本工事は、福山市建設工事総合評価方式試行要領第3条（1）に該当するとしているが、上記のような配慮が必要であるにもかかわらず、「技術的な工夫の余地が小さいと認めら</p>

	<p>れる工事」とされる理由は何か？</p> <p>A 5 本工事は、狭隘な道路事情への対応や近接する周辺建物へ配慮しつつ、公共工事として適切な品質管理が必要となるものの、工事内容としては、在来工法による一般的な木造建物の新築工事と、一部、商家（伝統的建造物）の復元的修理を含むものであるが、特殊な修復技術を要するものでないため、「技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事」と判断しています。</p> <p>Q 6 工事車両の進入等の制限の他に、騒音規制、工事時間その他の規制の有無及び、可能であれば工事費に対するそれらの特殊な仮設工事等の割合を教えてください。</p> <p>A 6 本工事に見込まれる規制については、周辺道路が狭隘であることに対して大型車両の進入等の制限があることから、工事期間を通して進入時等の危険時には交通誘導員を配置するよう見込んでいます。見込んだ交通誘導員は共通仮設工事として全体の直接工事費に対して1.8%程度を見込んでいます。</p> <p>また、伝統的建造物の復元的修理に要する期間として、有識者への協議を含め、一般的な木造建築物よりも余裕のある工期設定を行いました。これについては、必要な経費として全体の直接工事費に対して3.0%程度を見込んでいます。</p> <p>その他の制限として、騒音規制、工事時間等の特段の規制はないが、周辺の町の町並みの特徴から、一般的な工事に比べ周辺環境への配慮が必要であったと考えています。</p>
抽出案件④ 松永浄化センター管理棟中央監視装置電気設備工事	
抽出理由	<p>本工事は予定価格が非常に高額であるにもかかわらず入札参加者が2者と少数であった。入札参加者数が少数になった理由をお聞きしたい。</p>
回答	<p>本工事は、松永浄化センターの施設を運転・制御するための中央監視装置を取り替える工事ですが、一般的な電気工事ではなく、とりわけ、汚水を処理する各設備からの情報をコンピューターで処理し運転制御する特殊性の強い工事です。</p> <p>当該施設は、稼働中の施設であるため、限られた時間内に迅速かつ確に行う必要があります。工事に当たっては、綿密な計画を立て設備全体を把握し、システムに精通する必要があります。そのため、福山市上下水道局条件付一般競争入札事務処理要綱で準用する福山市条件付一般競争入札事務処理要綱第3条の規定に基づき、同種・同規模の施工実績を求めて一般競争入札を実施したものです。</p> <p>事前の調査で、施工実績を有する業者は、7者程度見込んでいたが、結果的に</p>

	<p>入札業者が2者と少なかった理由については、本工事が、中央監視する管理棟の監視制御装置、直流電源盤、UPS（非常用電源装置）等の取替に加え、既存の場内プラントを運転監視する入出力シーケンサ盤、変圧器盤の機能増設を伴う工事であり、対象となる各盤は、すべて稼働させながら行い、特に、機能増設においては、既存メーカーの電気回路に精通した技術による施工が求められるためと考えています。</p>
Q 7	<p>綿密な計画を要する特殊性の強い工事であるとのことですが、このような工事こそ金額だけでは測れない事項が多くあるため、総合評価方式が適するのではないかと思います。この点について見解をお聞かせください。</p>
A 7	<p>本工事は、松永浄化センター場内にある既存の各施設、機器を全て稼働させながら、監視機能を保持したまま装置を取り替える工事です。</p> <p>総合評価方式では、価格以外の条件も評価されることとなりますが、本工事は、現行と同等の機能を求めるもので、創意工夫の余地が少ないことから、同種・同規模の施工実績を求める一般競争入札方式を採用しました。</p>

抽出案件⑤ マンホール床版取替工事（主要地方道福山鞆線）

抽出理由	<p>落札率が99.9%と極めて高いことについて見解をお聞きしたい。また、本工事は広島県発注の舗装工事と同一現場内で実施する工事であるため一体的に実施すべきであるとの判断であるが、このような場合に予定価格の設定に何か影響することはあるかお聞きしたい。</p>
回答	<p>本工事は、県発注の舗装工事に合わせ、急遽老朽化した下水道マンホールの鉄蓋と受け台となるマンホールの上部（床版）を同時に取り替える工事です。新総合体育館のオープンに合わせ、舗装工事の工期内での取り替えが必要であることや交通量が多く同現場における作業の安全の確保と円滑な実施が必要であることから、随意契約を行ったものです。また、施工後の沈下による段差の発生や鉄蓋のがたつきなど、不測の事態を考慮し、蓋替えと舗装工事を同社が実施することにより管理瑕疵の明確化が図れます。</p> <p>落札率が高くなった要因につきましては、本工事は福山駅に直結する主要道路であり交通量が多く施工条件が厳しい現場であるため、業者の見積額が上下水道局の設計金額とほぼ近いものとなったためと考えられます。</p> <p>また、このような同一現場における工事について、設計時における人件費や管理費など積算に係る経費の縮減は行っていないので、当該工事においても予定価</p>

	格の設定に影響することはありません。
Q 8	同一現場における工事について、現場の管理費や一般管理費は、経費削減の余地があるように思えるのですが、この点について見解をお聞かせください。
A 8	<p>同一現場（近接して工事を発注する）における経費の調整について、現場管理費や一般管理費等の諸経費の削減を以前は考慮するようになっていましたが、2015年3月1日以降、「近接して工事を発注する場合の諸経費の取り扱いについて」（いわゆる『経費合算』）の廃止により、現在は行っておりません。</p> <p>また、今回の工事は福山市上下水道局の一般土木工事として発注を行っており、同一現場ではありますが、他官庁等（広島県）かつ異なる工種の工事（舗装）で経費率も異なり経費の調整はしておりません。</p>

## ○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

## (2) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について  
2020年（令和2年）11月下旬の予定
- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について  
2020年（令和2年）4月から2020年（令和2年）9月までを対象とし、大島委員が担当する。